

広島県告示第千四十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項及び第百十五条の九第一項の規定によって、次のとおり指定居宅サービス及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成二十一年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定の一部の効力を停止した指定居宅サービス事業者等の名称等

指定居宅サービス及び指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業及び介護予防サービス事業を行う事業所	サービスの種類
医療法人厚生堂 町一丁目一 番一二号	広島市西区三篠	デイサービスセンターほほえみなが さき	広島市西区横川 町三丁目六番一 七号	・通所介護 ・介護予防通所介護

二 指定の一部の効力の停止の内容及び期間

1 内容

新規利用者に対するサービスの提供の停止

2 期間

平成二十二年一月一日から平成二十二年六月三十日まで